

8. 県 た ば こ 税

区 分	売渡した製造たばこの本数	調 定 額
	本	円
前年度行為分 (期限後申告)	345,823	369,240
3 月	590,150,926	631,461,485
4 月	550,575,169	589,115,426
5 月	586,933,586	628,018,931
6 月	578,074,941	618,540,180
7 月	574,810,616	615,047,355
8 月	589,462,517	630,724,889
9 月	568,114,687	607,882,709
10 月	574,409,284	614,617,927
11 月	550,992,124	589,561,567
12 月	582,296,012	623,056,729
1 月	535,592,334	573,083,792
2 月	520,255,011	556,672,856
計	6,802,013,030	7,278,153,086
手持品課税	19,957,940	1,397,054
合 計	6,821,970,970	7,279,550,140

・税率は、税制改正により下表のとおり段階的に引き上げられた。

(税率：円/1,000本)

引き上げ時期	H30. 4. 1	H30. 10. 1	R1. 10. 1	R2. 10. 1	R3. 10. 1
一般品	860円	930円	930円	1,000円	1,070円
旧三級品	656円	656円			

・手持品課税とは、税率引上げに伴い、旧税率で仕入れたたばこの税率改正日現在の在庫分について、その差額を小売業者等が申告し課税することである。